

包装リースだより 41

株式会社日本包装リースは、日本包装機械工業会の会員が出資して設立した包装機械・関連機械の専門リース会社です

お問合せ先：営業企画室 電話 03-6222-2261 <http://www.jpml.jp/>

生産性向上設備投資
促進税制 Q & A

今話題の本税制につきまして、前回に引き続き Q & A 集をご案内いたします。

Q2 即時償却とは？

A2 事業用の固定資産を取得した場合、法人税法上、その物件の法定耐用

【食品製造業用機械の減価償却費】 取得価格：10,000,000 円 法定耐用年数：10 年 (単位：千円)

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	合計
2,000	1,600	1,280	1,024	819	655	655	655	655	655	10,000

年数に応じて、毎年、減価償却費を損金に計上することができます。

即時償却とは、左記のように法定耐用年数を通じて償却するものを、

一年目で全額償却すること
をいいます。その年度に大きな利益が出る場合は、この即時償却による損金処理により、法人税等額を軽減することができ
ます。(法人税等は利益に対して課税されるため、損金額に法人税率等(約 40%)を乗じた金額が税金軽減額になります。)

Q3 税額控除とは？

A3 税額控除とは、その年度に支払うべき法人税等から、税金の一部を控除できることをいいます。Q2 の例では、毎年減価償却費を計上することに加え、一年目に取得価格の 5% (50 万円) を税金から控除できます。

Q4 即時償却と税額控除ではどちらが有利になりますか？

A4 一年目だけを見れば、即時償却の方が多くの税金軽減効果があります。しかし、法定耐用年数で比較すると、減価償却費は同額となりますので、税額控除を選択した方が、その税額控除金額分が有利になります。

Q5 リースは利用できますか？

A5 通常のリース(所有権移転外リース)の場合、即時償却は利用できませんが、税額控除は利用できます。また、中小企業様が通常のリースを賃貸借処理する場合、税額控除の対象となる取

得価格は、リース料総額となりますので、購入の場合の購入金額に比べ有利になります。

※ レンタルのようなオペレーティングリースはいずれも対象外となります。

※ 所有権移転リースや割賦販売契約はいずれも対象となります。